

内閣総理大臣 菅 義偉 殿  
厚生労働大臣 田村 憲久 殿

## コロナ禍から国民のいのちを守るための緊急要求書

2021年6月25日

全国労働組合総連合（全労連）

中央社会保障推進協議会（中央社保協）

医療団体連絡会議（医団連）

全国保険医団体連合会（保団連）

全日本民主医療機関連合会（全日本民医連）

日本医療福祉生活協同組合連合会（医療福祉生協連）

新医協（新日本医師協会）

日本医療労働組合連合会（医労連）

国民のいのちと暮らしを守るために、日夜ご奮闘いただいていることに対し、敬意を表します。

私たちの団体は、先日閉会した第204回国会に、「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための」国会請願署名を約55万筆提出しました。この請願署名の賛同・紹介国会議員は135名に達し、地方議会での同じ請願項目の陳情・請願採択は200議会を超え、国に対しての意見書も相当数が送付されました。請願項目は、①今後も発生が予想される新たな感染症拡大などの事態にも対応できるよう、医療、介護、福祉に十分な財源確保を行うこと。②公立公的病院の統合再編や地域医療構想を見直し、地域の声を踏まえた医療体制の充実を図ること。③安全・安心の医療・介護提供体制を確保するため、医師・看護師・医療技術職・介護職等を大幅に増員すること。④保健所の増設・保健師等の増員など公衆衛生行政の拡充を図ること。ウイルス研究、検査・検疫体制などを強化・拡充すること。⑤社会保障に関わる国民負担軽減を図ること。の5項目であり、コロナ禍を経験して、医療・介護関係者は当然のこと、多くの国民がこれまでの医療や公衆衛生体制のぜい弱さについて身を持って感じ、早急に改善が必要と求めた共通の改善要望項目です。

しかし、それほどの国民の声と地方議会の意見、国会議員の応諾があったにも関わらず、衆参両院ともにこの国会請願署名を審査未了扱いとしました。しかも、国会では、この切実な請願とは相反する、病床削減を促進する内容や医師の長時間過重労働にお墨付きを与える内容などを盛り込んだ医療法等一部改正案と、高齢者の医療費窓口負担を倍化させる健保法等一部改正案が強行成立されました。医療提供体制に悪影響を及ぼし、国民の受療権侵害にもつながる法案成立に対し、私たちは強い抗議の意を表明します。

国内では、今でも緊急事態宣言が発令され、感染者が入院できずに、「本来救えるはずのいのちが救えない」事態に陥っています。国会請願は採択されませんでした。一刻の猶予もなく、この請願項目の具体的実施が求められている情勢に変わりはありません。そのような観点から、国民のいのちと暮らしを守る政府の責任において、以下の要求項目にしっかりと向き合い、回答されることを求めます。納得のいく回答がない場合は、9月に政府に対する抗議行動を実施するとともに、全国の医療機関や介護施設で抗議の意思表示を拡大させていくことを申し添えます。

## 記

新型コロナウイルスによる国内感染拡大被害を教訓にし、今後の新興・再興ウイルス感染拡大に対する備えも踏まえ、以下の項目について、国としての政策を明確に示すこと。

### **1. 保健所の拡充設置と、医師・看護師・介護職・保健師等の増員について、その必要性を認め、拡充・増員計画を示すこと。**

1年6カ月に及ぶ新型コロナウイルスによるパンデミックは、日本国内の感染症病床や集中治療室不足、体外式膜型人工肺（ECMO）やエクモカー不足、保健所など公衆衛生体制不足を露呈させた。また、医療・介護などの人員不足もあらためて問題視させることとなった。感染拡大初期から保健所機能は対応しきれなくなり、感染症病床不足により入院できない感染者があふれた。感染症病床を急ごしらえしても、医師・看護師不足により使用することもできなかった。介護施設では、PCR検査がほとんど行われることなく、感染防止に対する行政の指導援助もすすまず、集団感染が多発する事態となった。背景には人員不足も影響している。そしてついにはいのちの選別をせざるを得ない事態へと追い込まれ、いわゆる「医療・公衆衛生体制の崩壊」が現実となり、本来救えるはずのいのちが救えない事態となってしまった。このような事態を再び繰り返すことのないよう、保健所の拡充や医師・看護師・介護職・保健師等の増員について、診療報酬や介護報酬の引き上げなど、必要な財政措置を伴う今後の計画を示すよう求める。

### **2. 公立・公的病院の再編統合「再検証リスト」を撤回し、感染症病床の拡充設置と、その大半を担う公立・公的病院の拡充計画を示すこと。**

厚労省が公表した、「再編統合について特に議論が必要」と名指しした公立・公的病院リストについては、いったんリストを撤回すること。そして、今後の新興・再興感染症拡大の際にも対応し得る感染症病床の拡充と、その感染症病床を中心的に担う公立・公的病院の拡充について、災害医療など「政策医療」を担う役割も踏まえた計画を示すよう求める。

### **3. 緊急要求書に対する具体的な内容を記した回答を、8月6日までに示すこと。**

上記2点の緊急要求は、差し迫った緊急に対応が求められる課題であり、具体的な目標数値設定には一定の検討時間が必要としても、政府としてどのような姿勢でこの課題に取り組むのかは、早急に我々関係者に表明する必要があると考える。よって、期限を区切って回答を求めるものである。

※「コロナ禍から国民のいのちを守るための緊急要求書」への回答については、事務局団体である、全労連(担当:黒澤、前田、寺園、栗原)にメール(ino@zenroren.gr.jp)あるいはFAX(0358425620)で回答願います。

以上